

IV 福岡県港湾施設管理条例

(昭和51年3月27日)
(福岡県条例第30号)

改正 昭和52年3月28日条例第11号
昭和56年3月30日条例第19号
昭和61年3月31日条例第24号
昭和62年3月5日条例第7号
昭和63年3月30日条例第6号
平成元年3月31日条例第15号
平成2年3月30日条例第12号
平成3年2月27日条例第6号
平成4年3月30日条例第17号
平成5年3月30日条例第10号
平成6年10月14日条例第26号
平成9年3月31日条例第45号
平成10年3月30日条例第11号
平成14年3月29日条例第31号
平成16年6月28日条例第38号
平成17年10月17日条例第54号
平成18年3月31日条例第21号
平成19年2月28日条例第21号
平成21年3月30日条例第24号

〔目 次〕

| | |
|----------------------|-----------------------|
| 第1章 総 則 (第1条～第3条) | 第3章 使 用 料 (第13条～第15条) |
| 第2章 使 用 | 第4章 入 港 料 (第16条～第20条) |
| 第1節 通常使用 (第4条～第8条) | 第5章 行為の規制 (第21条～第23条) |
| 第2節 目的外使用 (第9条・第10条) | 第6章 監 督 (第24条・第25条) |
| 第3節 占 用 (第11条・第12条) | 第7章 雑 則 (第26条～第29条) |
| | 附 則 |

第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条 この条例は、県が管理する港湾施設の管理に関し必要な事項を定め、その安全かつ効率的な利用を図ることにより、県が管理する港湾の適正な運営に資することを目的とする。

(用 語)

第 2 条 この条例において用いる用語は、別に定めるもののほか、港湾法（昭和25年法律 第218号。以下「法」という。）において用いる用語の例による。

(責 務)

第 3 条 港湾施設を利用する者は、この条例及びこの条例に基づく規則並びに法その他の法令に従い、港湾施設の安全かつ効率的な利用に支障とならないようにするとともに、港湾環境の維持に努めなければならない。

第 2 章 使 用

第 1 節 通常使用

(通常使用)

第 4 条 港湾施設は、当該港湾施設の目的に従いこれを使用（以下「通常使用」という。）することができる。

(許 可)

第 5 条 前条の規定により、別表第 1 に掲げる港湾施設を使用しようとする者は、一般使用（使用の目的に必要な範囲内でそれが終了するまでの間使用することをいう。以下同じ。）及び専用使用（一定の期間を定めて専用的に使用することをいう。以下同じ。）の種類ごとに知事の許可を受けなければならない。当該許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 知事は、前項の許可の申請があった場合において、次の各号の一に該当すると認めるときは、その許可をしてはならない。

- (1) 港湾施設を損傷し、又は汚損するおそれがある場合
- (2) 港湾施設の機能又は能力に照らし適当でない場合
- (3) 港湾施設を使用しようとする船舶の所有者等（船舶の所有者等の責任の制限に関する法律（昭和50年法律第94号）第2条第1項第2号に規定する船舶所有者等をいう。）が、当該船舶の事故に基づく損害賠償その他の請求に対する義務を履行しないおそれがある者として規則で定めるものである場合
- (4) 第3号に掲げる場合のほか、港湾の開発、利用又は保全に支障を及ぼすおそれがある場合として規則で定める場合

3 やむを得ない事情により知事の許可を受けないで岸壁、物揚場、棧橋及びドルフィンを使用（船舶を係留することをいうものとし、以下「係船」という。）した者は、知事の定めるところにより、係船後速やかに、知事の承認を受けなければならない。

(通常使用の期間)

第 6 条 通常使用の期間は、次のとおりとする。

- (1) 一般使用
 - イ 野積場及び水面貯木場 3月未満
 - ロ イに掲げるもの以外のもの 1月以内
- (2) 専用使用
 - イ 野積場及び水面貯木場 3月以上1年以内
 - ロ 上 屋 1月を超え1年以内
 - ハ アンローダ 1月以上1年以内

(転貸等の禁止)

第 7 条 第5条第1項の許可（同条第3項の承認を含む。以下同じ。）を受けた者は、当該許可に係る港湾施設を、第三者に使用させてはならない。

(用途指定)

第 8 条 知事は、港湾管理上必要があると認めるときは、港湾施設を指定して船舶若しくは貨物の種類別、航路別又は仕向別地にその用途を定めることができる。

第 2 節 目的外使用

(許可)

第 9 条 港湾施設は、第 4 条の規定にかかわらず、知事の許可を受けて、当該港湾施設の目的以外の目的に使用（占有を除く。）することができる。

2 前項の許可を受けた者が、当該許可に係る事項を変更しようとするときは、知事の許可を受けなければならない。

3 第 5 条第 2 項の規定は、前二項の許可の申請について準用する。

(転貸等の禁止)

第 10 条 第 7 条の規定は、前条第 1 項の許可を受けた者に準用する。

第 3 節 占有

(許可)

第 11 条 港湾施設は、第 4 条の規定にかかわらず、知事の許可を受けて、当該港湾施設に工作物を設置する等により、その全部又は一部を占有することができる。ただし、公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第 2 条第 1 項の規定による免許を受けた者が免許に係る水域について占有する場合又は法第37条の規定により許可を受け、若しくは協議した者が当該許可若しくは協議に係る行為として占有する場合は、知事の許可を要しない。

2 第 9 条第 2 項の規定は、前項の許可を受けた者が、当該許可に係る事項を変更しようとするときに準用する。

3 第 5 条第 2 項の規定は、前二項の許可の申請について準用する。

(転貸等の禁止)

第 12 条 第 7 条の規定は、前条第 1 項の許可を受けた者に準用する。

第 3 章 使用料

(使用料の納付)

第 13 条 港湾施設を使用する場合（以下「使用者」という。）は、別表第 1 から別表第 3 までに定める金額を使用料として納付しなければならない。ただし、係船に係る使用料は、使用者又は当該船舶の取扱人が納付しなければならない。

(使用料の減免)

第 14 条 知事は、次の各号の一に該当するときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(1) 国、地方公共団体その他の公共団体が公用、公共用又は公益事業の用に供するため港湾施設を使用するとき。

(2) その他使用料を徴収することが不相当であると認められる場合で、知事が定めるとき。

(使用料の不還付)

第 15 条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号の一に該当するときは、未使用期間に係る使用料を還付することができる。

- (1) 港湾計画の遂行その他公益上の理由により使用許可を取り消し、又は変更したとき。
- (2) その他使用料を還付することが適当であると認められる場合で、知事が定めるとき。

第 4 章 入 港 料

(入出港の届出)

第 16 条 船舶は、別表第4に掲げる港湾に入港したとき又は同表に掲げる港湾から出港しようとするときは、知事に届け出なければならない。ただし、法第44条の2第1項ただし書に規定する船舶については、この限りでない。

(入港料の納付)

第 17 条 別表第4に掲げる港湾に入港した船舶は、同表に定める金額の入港料を納付しなければならない。

(入港料の調査決定)

第 18 条 知事は、第16条の規定による入港の届出が遅滞なくなされないとき又は当該入港の届出に事実と相違があると認めるときは、当該船舶の入港、積卸し貨物の積卸しの事実等を調査して入港料を決定することができる。

(入港料の不還付)

第 19 条 既納の入港料は、還付しない。

(入港料の減免)

第 20 条 知事は、入港料を徴収することが不相当であると認められる場合で、知事が定める事由に該当するときは、入港料を減額し、又は免除することができる。

第 5 章 行 為 の 規 制

(禁止行為)

第 21 条 何人も、港湾施設又は港湾区域内において、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 土地、建物その他の物を損傷し、又は汚損すること。
- (2) じんかい、汚物、腐敗物、病毒物その他これらに類する物を置き、又は投棄すること。
- (3) 貨物その他の物を放置し、散乱させ、又はみだりに滞留させること。
- (4) 船舶の係留に支障のあるものを係留施設に直接又は近接して係留すること。
- (5) 港湾施設の目的又は能力に照らし適切でない使用をすること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、港湾の管理に支障を及ぼすおそれがあるものとして規則で定める行為

(行為の許可)

第 22 条 港湾施設内において、次に掲げる行為をしようとする者は、知事の許可を受けなければならない。

- (1) くん蒸作業場所の指定を行った場所以外の場所で行うこと。

(2) 第11条第1項の許可に係る行為として行う場所を除き、港湾施設の現状に変更を加えること。

(3) 前二号に掲げる行為のほか規則で定める行為。

(使用上の規制)

第 23 条 知事は、港湾施設の管理上必要があると認めるときは、港湾施設の使用を禁止若しくは制限し、又は港湾施設内における禁止若しくは制限すべき事項を定めることができる。

第 6 章 監 督

(監督処分)

第 24 条 知事は、次の各号の一に該当する者に対して、この条例又はこの条例に基づく規則の規定によって与えた許可を取り消し、変更し、その効力を停止し、その条件を変更し、若しくは新たに条件を付し、又は作業その他の行為の中止、貨物その他の物件の搬出、船舶の移動若しくは港外退去、工作物等の改築若しくは除去、作業その他の行為若しくは工作物等により生じた若しくは生ずべき損害を除去し、若しくは予防するために必要な施設の設置その他の措置をとること若しくは港湾施設の原状回復を命ずることができる。

(1) この条例若しくはこの条例に基づく規則の規定又はこれらの規定に基づく処分に違反した者

(2) この条例又はこの条例に基づく規則の規定による許可に付した条件に違反した者

(3) 詐欺その他不正な手段により、この条例又はこの条例に基づく規則の規定による許可を受けた者

2 知事は、次の各号の一に該当する場合においては、この条例又はこの条例に基づく規則の規定による許可を受けた者に対し、前項に規定する処分をし、又は措置を命ずることができる。

(1) 許可に係る作業その他の行為につき、又はこれらに係る事業を営むことにつき、他の法令の規定による行政庁の許可、認可その他の処分を受けることを必要とする場合において、これらの処分を受けることができなかつたとき、又はこれらの処分が取り消され、若しくは効力を失つたとき。

(2) 港湾工事のため、やむを得ない必要が生じたとき。

(3) 前二号に掲げる場合のほか、港湾施設の安全かつ効率的な利用を図るためその他公益上必要があると認めるとき。

3 前二項の規定により必要な措置をとることを命じようとする場合において、過失がなくて当該措置を命ずべき者を確知することができないときは、知事は、その者の負担において、当該措置を自ら行い、又はその命じた者若しくはその委任した者にこれを行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、当該措置を行うべき旨及びその期限までに当該措置を行わないときは、知事又はその命じた者若しくは委任した者が当該

措置を行う旨を、あらかじめ、公告しなければならない。

(報告の徴収等)

第 25 条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、この条例若しくはこの条例に基づく規則の規定による許可を受けた者から必要な報告を徴し、又はその職員に当該許可に係る行為に係る場所若しくは当該許可を受けた者の事務所若しくは事業場に立ち入り、当該許可に係る行為の状況若しくは工作物、帳簿、書類その他必要な物件の検査をさせることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第 7 章 雑 則

(係留等の届出)

第 26 条 知事は、大型船舶（総トン数500トン以上の船舶をいう。）を県が管理する係留施設以外の係留施設に係留させ、又は私有の船きよ若しくは船台に出入させようとする者から、知事が定めるところにより、その旨を届け出させることができる。

(許可の条件)

第 27 条 知事は、この条例又はこの条例に基づく規則による許可には、港湾施設の安全かつ効率的な利用その他当該港湾の適正な管理のために必要な条件を付することができる。

(管理の委託)

第27条の2 知事は、港湾施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、当該港湾施設の所在する市町村に対し、当該港湾施設の管理及び運営に関する事務のうち次に掲げる事務を委託することができる。

(1) 港湾施設の利用の承認その他施設の運営に関すること。

(2) 港湾施設の維持及び保守に関すること。

~~前項の委託事務に要する費用は、予算の範囲内において、委託料として支払うものとする。~~

(規則への委任)

第 28 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰 則)

第 29 条 詐欺その他不正の行為により使用料又は入港料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過料に処する。

2 次の各号の一に該当する者は、5万円以下の過料に処する。

(1) 第5条第1項、第9条第1項若しくは第2項、第11条第1項若しくは第2項、第21

条若しくは第22条の規定又は第23条の規定に基づく知事の定めに違反した者。

(2) 第24条第1項又は第2項の規定に基づく知事の命令に従わなかった者。

(3) 第25条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定に基づく検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者。

附 則 (抄)

(施 行 期 日)

1 この条例は、昭和51年5月1日から施行する。

(福岡県県営港湾施設使用料等条例の廃止)

2 福岡県県営港湾施設使用料等条例(昭和39年福岡県条例第16号)は、廃止する。

(福岡県公の施設の設置及び管理に関する条例の一部改正)

3 福岡県公の施設の設置及び管理に関する条例(昭和39年福岡県条例第5号)の一部を次のように改正する。

(次のよう)略

(経 過 措 置)

4 この条例施行の際、現に、改正前の福岡県公の施設の設置及び管理に関する条例第98条の規定に基づく許可を受けている者は、当該許可に係る期間の満了するまでは、従前と同様の条件(使用料に係るものを除く。)によりこの条例の規定による許可を受けたものとみなす。

(特別利用料の納付)

8 苅田港松山木材岸壁を、船積みをされるべき貨物の搬入又は陸揚げをされた貨物の搬出のために利用する当該貨物の荷主又は取扱人は、知事が規則で定める日から13年間、別表第1に規定する使用料のほか、特定港湾施設整備特別措置法(昭和34年法律第67号)第5条第1項の規定に基づく特別利用料として、貨物1立方メートルにつき65円の金額を納付しなければならない。この場合においては、第14条、第15条及び第29条第1項の規定の適用については、これらの規定中「使用料」とあるのは、「特別利用料」とする。

(報告書の提出)

9 前項に規定する貨物の荷主又は取扱人は、当該岸壁に船積みをされるべき貨物を搬入し又は陸揚げをされた貨物を搬出したときは、遅滞なく、知事が定めるところにより、当該貨物に関する報告書を知事に提出しなければならない。

(書類の提出等)

10 第18条の規定は、特別利用料について準用する。

附 則 (昭和52年条例第11号)

この条例は、昭和52年5月1日から施行する。

附 則 (昭和56年条例第19号)

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和56年5月1日から施行する。ただし、別表第1の表の部分の改正規定中可動橋に係る部分は、昭和56年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に既に改正前の福岡県港湾施設管理条例の規定に基づく許可又は承認を受けた者の使用料については、改正後福岡県港湾施設管理条例の規定にかかわらず、施行日から昭和57年3月31日までの間は、なお従前の例による。

附 則 (昭和61年条例第24号)

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和61年5月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に改正前の福岡県港湾施設管理条例の規定に基づく許可又は承認を受けている者の使用料については、改正後の福岡県港湾施設管理条例の規定にかかわらず、この条例の施行の日から昭和62年3月31日までの間は、なお従前の例による。

附 則 (昭和62年条例第7号)

この条例は、知事が規則で定める日から施行する。

※昭和63年4月1日

附 則 (昭和63年条例第6号)

この条例は、昭和63年5月1日から施行する。

附 則 (抄) (平成元年条例第15号)
(福岡県行政財産使用料条例等の一部改正条例・抄)

(施行期日)

第1条 この条例は、平成元年4月1日から施行する。

ただし、第12条(福岡県港湾施設管理条例の一部改正)の規定は、同年5月1日から施行する。

(福岡県港湾施設管理条例の一部改正に伴う経過措置)

第3条 第12条の規定の施行の際現に同条の規定による改正前の福岡県港湾施設管理条例の規定による許可又は承認を受けた者に係る使用料については、同条の規定の施行の日から平成2年3月31日までの間は、なお従前の例による。

附 則 (平成2年条例第12号)

この条例は、平成2年5月1日から施行する。

附 則 (平成3年条例第6号)

この条例は、平成3年4月1日から施行する。

附 則 (平成4年条例第17号)

(施行期日)

1 この条例は、平成4年5月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に改正前の福岡県港湾施設管理条例の規定による許可又は承認を受けた者に係る使用料については、この条例の施行の日から平成5年3月31日までの間は、なお従前の例による。

附 則 (平成5年条例第10号)

この条例は、平成5年5月1日から施行する。

附 則 (平成6年条例第26号)

この条例は、平成6年12月1日から施行する。

附 則 (平成9年条例第45号)

(施行期日)

この条例は、平成9年5月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際第11条第1項の規定による許可を受け現に存する工作物等（以下「既存工作物等」という。）に係る1年当たりの占用の使用料の額は、次項に定めるものを除き、この条例による改正後の福岡県港湾施設管理条例（以下「改正後の条例」という。）第13条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる年度の区分に応じ当該各号に定める額とする。ただし、その額が、同条の規定を適用して算出した額（以下「改正使用料額」という。）を超える場合には、当該改正使用料額とする。

(1) 平成9年度 この条例による改正前の福岡県港湾施設管理条例（以下「改正前の条例」という。）第13条の規定を適用して算定した当該既存工作物等に係る1年当たりの占用の使用料の額に1.1を乗じて得た額

(2) 平成10年度以降 当該既存工作物等に係る前年度の1年当たりの占用の使用料の額に1.1を乗じて得た額

3 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第8号に規定する電気事業者、ガス事業法（昭和29年法律第51号）第2条第9項に規定するガス事業者（同条第6項に規定する大口ガス事業の用

に供するものを除く。)及び電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第12条第1項に規定する第1種電気通信事業者(以下「電気事業者等」という。)から県が徴収する既存工作物等に係る占用の使用料は、当該電気事業者等の支店等ごとに算定するものとし、その額は、改正後の条例第13条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる年度の区分に応じ当該各号に定める額とする。ただし、その額が、改正使用料額を超える場合には、当該改正使用料額とする。

(1) 平成9年度 改正前の条例第13条の規定を適用して算定した当該支店等における既存工作物等に係る占用の使用料の額の合計額に1.1を乗じて得た額

(2) 平成10年度以降 当該支店等における前年度の占用の使用料の額(既存工作物等に係るものに限る。)に1.1を乗じて得た額

附 則 (平成10年条例第11号)

この条例は、平成10年5月1日から施行する。

附 則 (平成14年条例第31号)

この条例は、平成14年5月1日から施行する。

附 則 (平成16年条例第38号)

この条例は、平成16年8月1日から施行する。

附 則 (平成17年条例第54号)

この条例は、平成17年11月1日から施行する。

附 則 (平成18年条例第21号)

この条例は、平成18年5月1日から施行する。

附 則 (平成19年条例第21号)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年条例第24号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

| | | | | | |
|--------------|----------------|--|---------------|------------|------|
| 野積場 (舗装) | 一般使用 | | 1平方メートル1日につき | 3.19 | 2.18 |
| | 専用使用 | | 1平方メートル1月につき | 65 | 44 |
| 野積場 (未舗装) | 一般使用 | | 1平方メートル1日につき | 2.63 | 1.81 |
| | 専用使用 | | 1平方メートル1月につき | 53 | 36 |
| 水面貯木場 | 一般使用 | | 1平方メートル1日につき | 0.36 | — |
| | 専用使用 | | 1平方メートル1月につき | 10.5 | — |
| アンローダ | 専用使用 | | 1月につき | 15,393,000 | — |
| 移動式ジブクレーン | 一般使用 | | 30分につき | 9,940 | — |
| 冷凍コンテナ用電源設備 | 一般使用 | | コンセント1口1時間につき | 286 | — |
| 荷役ホッパー | 一般使用 | | 取扱量1トンにつき | 7.74 | |
| 野球場 | | | 2時間以内 | 840 | |
| | | | 2時間以内 | 840 | |
| ソフトボール場 | | | 30分以内 | 2,170 | |
| | | | 1面2時間以内 | 570 | |
| 庭球場 | | | 30分以内 | 510 | |
| | | | 半面30分以内 | 1,280 | |
| 庭球場の夜間照明 | | | | | |
| 運動広場の夜間照明 | | | | | |
| その他 | 前各号に準じて知事が定める。 | | | | |

備考

- 1 使用の日数、月数、時間数、面積または総トン数に、当該単位未満の端数があるときは、それぞれ当該単位に切り上げて計算するものとする。
- 2 使用料総額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨て、使用料総額が10円未満のときは、これを10円とする。

別表第2 (第13条関係)

目的外使用の使用料

別表第1に準ずる。ただし、単位は別表第1の各単価に1.2を乗じた額とする。

工作物等の種類

別表第3 (第13条関係)

占用の使用料

| 工 | 第一種電柱 第二種電柱 第三種電柱 第一種電話柱 第二種電話柱 第三種電話柱 | 使用するもの及び公衆電話所 | 線類 線類以外のもの 外径が0.07メートル未満のもの 外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの 外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの 外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの 外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの 外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの 外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの 外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの 外径が1メートル以上のもの これらに類するもの 一時的に設けるもの その他のもの 構築物 | 使用料の単位 | 使用料の単価(円) | |
|-----------------|---|---------------|--|------------------|-----------|-------|
| | | | | | 甲地 | 乙地 |
| 電柱 | 第一種電柱 | | | 1本1年につき | 690 | 630 |
| | 第二種電柱 | | | | 1,100 | 970 |
| | 第三種電柱 | | | | 1,400 | 1,300 |
| 電話柱 | 第一種電話柱 | | | | 620 | 560 |
| | 第二種電話柱 | | | | 990 | 900 |
| | 第三種電話柱 | | | | 1,400 | 1,200 |
| その他柱類 | | | | | 62 | 56 |
| 変圧塔その他これらに類するもの | | | | 1個1年につき | 1,200 | 1,100 |
| 広告塔 | | | | 表示面積1平方メートル1年につき | 3,900 | 1,100 |
| 送電塔 | | | | 占用面積1平方メートル1年につき | 1,200 | 1,100 |
| 架設物 | | | | 長さ1メートル1年につき | 6 | 6 |
| | | | | 占用面積1平方メートル1年につき | 1,200 | 1,100 |
| | | | | | 26 | 24 |
| | | | | | 37 | 34 |
| | | | | | 56 | 51 |
| | | | | | 74 | 67 |
| 埋設管又は架設管 | | | | 長さ1メートル1年につき | 110 | 100 |
| | | | | | 150 | 130 |
| | | | | | 260 | 240 |
| | | | | | 370 | 340 |
| | | | | | 740 | 670 |
| 鉄道 軌道その他 | | | | 占用面積1平方メートル1年につき | 1,200 | 1,100 |
| 看板 | | | | 表示面積1平方メートル1月につき | 390 | 110 |
| | | | | 表示面積1平方メートル1年につき | 3,900 | 1,100 |
| その他の工作物又は構築物 | | | | 占用面積1平方メートル1月につき | 120 | 110 |

地をいい、その区分は次のとおりとし、各年度の初日後に工作物等の所在地の区分に変更があった場合は、同日にお

るものとする。

電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。)のうち3条以下の電線(当該電柱を設置する者が設置するものに限る。

支持するものを、第2種電柱とは電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電柱とは電柱のうち6条又

は、第3種電柱とは電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいう。

電線以外の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。)のうち3条以

下3種電柱に設置するものに限る。以下この号において同じ。)を支持するものを、第2種電柱とは電柱のうち4条又

は、第3種電柱とは電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいう。

看板の表示部分の面積をいう。

は長さ、当該単位未満の端数があるときは、それぞれ当該単位に切り上げて計算するものとする。

数があるときは、その端数に係る使用料は、月割計算とする。この場合において、使用期間に1月未満の端数がある

ときは、これを1月とする。

円未満の端数があるときは、これを切り捨て、使用料の総額又は年額が100円未満のときは、これを100円とする。

| 区 分 | 単 位 | 単 価 (円) |
|---------------------------|---|---------|
| トン数20トン 以上の外航船舶 | 船舶総トン数10トンにつき | 10 |
| | 積卸し貨物重量トン数10トンにつき (船舶が貨物を積卸しする場合の加算単位) | 10 |
| 汽船を除く トン数20トン 以上の船舶 | 船舶総トン数10トンにつき | 10.5 |
| | 積卸し貨物重量トン数10トンにつき (船舶が貨物を積卸しする場合の加算単位) | 10.5 |

の重量トン数に10トン未満の端数があるときは、これを四捨五入するものとする。

なときは、その算定については、知事の定めるところによる。

り端数があるときは、これを切り捨てる。